

公 告 第 1－1 号
令和8年 2月27日

変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男

令和8年2月25日付、公告第1号「先島におけるコンテナ等の一時保管ほか2件」の仕様書を別紙のとおり変更する。

契約に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 契約班 担当：和田
TEL 096-368-5111（内線3576）

仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面総監部 装備部後方運用課輸送班 担当：古城
TEL 096-368-5111（内線2694）

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
先島におけるコンテナ等の一時保管		
	防 衛 大 臣 承 認	年 月 日
	作 成	令和8年 2月26日
	変 更	年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	西部方面総監部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、宮古島、石垣島及び与那国島においてコンテナヤード等を使用して、自衛隊物資を一時保管することについて規定

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 要求内容

2.1 一般的要求事項

宮古島、石垣島及び与那国島のコンテナヤード等を使用して、20ftコンテナに積み込んだ自衛隊物資を一時保管できるようにする。

2.2.1 期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

2.2.2 コンテナの一時保管要領

- a) 宮古島内に地積を確保し20ftコンテナ7本、石垣島内に地積を確保し20ftコンテナ6本、与那国島内に地積を確保し20ftコンテナ6本をそれぞれ保管できるようにし、細部は官側との調整による。
- b) 保管するコンテナヤード等での20ftコンテナの搬入・搬出は契約相手方が実施することとする。
- c) 20ftコンテナ19本については、契約相手方が準備する。なお、保管するコンテナヤード等については、契約相手側により盗難防止の対策を講じられていることとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1 保全

契約相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同等とする。

4.2 連絡手段及び態勢

契約相手方は営業時間の内外を問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

4.3 別途協議

本仕様書に記載のない事項で、調整又は料金等が発生する場合には、別途官側と調整するものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。